

ローズハイツ八王子ホームページ運営細則

ローズハイツ八王子管理組合（以下「管理組合」という）は、ローズハイツ八王子管理組合規約（以下「管理規約」という）第19条及び使用細則第8条に基づき、ローズハイツ八王子ホームページ（以下「ホームページ」という）の運営細則（以下「本細則」という）を次のとおり定める。

（目的）

第1条 本細則は、ホームページの開設及び公開に際し、ホームページの内容、更新等のホームページ運営に係わるルールを定めるものである。

（ホームページの目的）

第2条 管理組合、及びローズハイツ八王子自治会組織（以下「自治会」という）、専門委員会、住民の文化的活動グループなどを含めた住民間コミュニケーションの場を提供し、情報の共有を促進する。

（管理運営）

第3条 運営主体は管理組合にあり、運営管理については管理組合理事長が責任を持ち、その実務は管理組合の監督下に設置されるホームページ編集委員会（以下「編集委員会」という）が担当し、その制作・編集作業等を行う。

2 編集委員会は、管理組合から派遣された広報担当理事、及び管理組合が行う公募で住民から選出された委員で構成される。

3 編集委員会は、専門知識を有する者の助言・指導を求めることができる。

（掲載内容）

第4条 ホームページに掲載される内容は原則として下記の項目とする。

一 管理組合が住民に発信した情報

二 自治会が住民に発信した情報

三 管理規約

四 マンション概要/歴史

五 マンションの文化的活動等の紹介

六 防災活動

七 暮らしのルール

八 各種手続きの手引書、フォーマット

九 施設利用方法

十 便利情報

十一 その他の掲載内容・項目については、編集委員会の運営に委ねる。

(公 開)

第 5 条 ホームページは原則的に一般公開とする。ただし、本細則第 4 条一号に記載の書類のうち個人情報を含むものあるいは一般公開が管理組合活動に特段の不都合を生じると管理組合理事会が判断するもの及び本細則第 4 条三号に記載の書類は、区分所有者・居住者のみに公開する。

(掲載禁止事項)

第 6 条 下記事項の掲載を禁止する。

- 一 公序良俗に反すること
- 二 住民に限らず第三者を誹謗又は中傷すること
- 三 営利行為及び法令に反すること
- 四 不正なアクセス、不法な改ざん・修正
- 五 その他運営に支障を来すこと、または来す恐れのあること

(著作権)

第 7 条 ホームページの著作権は、運営主体にあるものとする。また、引用・参照によって第三者の著作物を利用する場合は、それを利用する者が当該著作権者の利用許諾を得、その旨を明示して利用する事とする。

(規 制)

第 8 条 掲載内容は、管理規約および本細則の趣旨に沿ったものであることを原則とし、住民又は関係者が、掲載内容について修正、削除要求を出した場合、または要求がなくても、それについて運営主体である管理組合理事会が、その表現に対し不適切と判断した場合、その運用・掲載の修正、削除ができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 ホームページに個人の情報（氏名・住所等）を公開する場合は、個人情報保護法の精神に則って取扱うこととし、個人を特定できる氏名及び住所の詳細情報を掲載しないものとする。ただし、本人の承諾があった場合はその限りではない。なお、掲載する場合には、使用目的・期間・他のものに使用しない旨等の説明をしなければならない。

(写真および画像の著作権の取扱い)

第 10 条 ホームページに掲載する写真は、原則、独自に撮影したものを使用することとし、特定できる人物が写った写真を使用する場合、本人の承諾を得なければならない。

- 2 ホームページのために独自に撮影した写真、あるいは独自に作成した画像やアイコンに、著作権を保護するための著作権表記を添えることができる。
- 3 必要な写真、画像、アイコンを独自に準備できない場合は、他のホームページ上で無料のホームページ用素材と明記して掲載しているものを使用するか、他のホームページ等で販売しているものを購入して使用しなければならない。

(パスワードの設置)

第 1 1 条 掲載内容が一般公開でなく区分所有者・居住者のみに公開をすべきと判断される内容（例えば本則第 4 条一号、三号に記載の書類、及び行事参加者の写真など）である場合、「ユーザーネーム」と「パスワード」を設けなければならない。なお、パスワード設定は費用対効果を配慮し、多くの費用が発生する大掛かりなシステム構築が必要なものは採用しないものとする。

(ホームページの開設及び廃止)

第 1 2 条 ホームページの開設及び廃止は総会決議をもって行う。

附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から効力を発する。

この細則の一部を改訂し、令和 6 年 6 月 2 3 日から実施する。